



基労補発第0702002号
平成14年7月2日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契 印 省 略)

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成14年7月2日付け基発第0702003号通達により示され、この労災保険柔道整復師施術料金算定基準（以下「改定算定基準」という。）によることとされたので、関係局にあっては、同通達の施行日である本年8月1日までの間において、協定締結及び関係者に対する改定算定基準の周知について、適切な事務が行われるように万全を期されたい。

なお、社団法人 日本柔道整復師会（会長 原 健）に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。



別 添

基労補発第0702001号
平成14年7月2日

社団法人日本柔道整復師会
会 長 原 健 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成14年8月1日以降の施術にかかるものから適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。



基勞補発第0702007号
平成14年7月2日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契印省略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成14年7月2日付け基発第0702004号通達により示され、この労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準（以下「改定算定基準」という。）によることとされたので、関係局にあっては、同通達の施行日である本年8月1日までの間において、協定締結及び関係者に対する改定算定基準の周知について、適切な事務が行われるよう万全を期されたい。

なお、関係団体に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。

また、健康保険におけるはり・きゅうの支給期間の取扱いが本年6月1日付けをもって改められ、従来の支給期間の限度を超えて支給しても差し支えないものとされたことから、労災保険における単独施術の施術期間について、別途、検討を行っているところであるので、留意されたい。



別 添

基労補発第0702003号

平成14年7月2日

社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会
会 長 杉 田 久 雄 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成14年8月1日以降の施術にかかるものから適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。



別 添

基労補発第0702004号
平成14年7月2日

社団法人 日本鍼灸師会
会 長 井 口 達 也 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成14年8月1日以降の施術にかかるものから適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

別 添

基労補発第0702005号

平成14年7月2日

社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会
会 長 時 任 基 清 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成14年8月1日以降の施術にかかるものから適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。



別 添

基労補発第0702006号

平成14年7月2日

社会福祉法人 日本盲人会連合
会 長 笹 川 吉 彦 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成14年8月1日以降の施術にかかるものから適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。